【添付書類①】

ラスベガス商業施設再開発事業者支援ファンド 債務者をめぐる訴訟等を含めた経緯について

関係者名

本件最終債務者名: MAIN STREET INVESTMENTS III, LLC(「MSI3」)

旧第一担保権者名: Clearinghouse Community Development Financial Institution (「CCDFI」)

現第一担保権者名: Fairview Investment Fund V, LP(「FIF」)

第二担保権貸付者: Crowdcredit Estonia OU(「CCE」)

2018 年 12 月 7 日、CCE はラスベガス商業施設再開発事業者支援ファンド 1 号の出資金の中から MSI3 との貸付契約書(「貸付契約書」)に基づき USD217,597.24(「1 号ファンド貸付金」)を MSI3 指定のエスクローロ座に送金。

2019 年 1 月 10 日、CCE はラスベガス商業施設再開発事業者支援ファンド 2 号の出資金の中から貸付契約書に基づき USD81,277.99(「2 号ファンド貸付金」)を MSI3 指定のエスクローロ座に送金。

2019 年 5 月末頃、MSI3 がエスクローロ座から 1 号ファンドおよび 2 号ファンド貸付金をまとめて出金。

2019 年 9 月 5 日、CCE の登記住所宛てにネバダ州裁判所(「裁判所」)より 2019 年 8 月 14 日付け通知書が到着した。内容は、当時第一担保権者であった CCDFI が担保物件たる MSI3 の所有不動産(「本件担保物件」)の競売手続きを開始すること、および、その理由が、MSI3 が 2019 年 7 月 1 日に期日を迎えた債務を履行しなかったことであるとの由。

<u>2019 年 9 月</u>、CCDFI による競売予定日が公表され、現地時間 2019 年 12 月 20 日午前 10 時と判明。

CCE は、CCDFI が申し立てた競売が予定通りに実施される場合に想定される結末を、本邦弁護士事務所より紹介されたネバダ州法律事務所(「ネバダ州法律事務所」)とともに確認。その結果、以下 3 通りのいずれかに帰結すると認識:

【予想結末①】本件担保物件に高値で入札するものが現れて競売が成立する場合。

落札者が支払う資金から CCDFI が第一担保権者として貸付元本・経過利息・回収に要した法的費用等を受領、残余資金の中から CCE が貸付元本・経過利息・回収に要した法的費

用等を受領、さらに残余資金が MSI3 に支払い。この結末が実現したときには投資家への 満額分配が可能。

【予想結末②】本件担保物件に入札するものが現れて競売が成立するが、落札金額が CCE の債権回収に不十分な場合。

落札者が支払う資金から CCDFI が第一担保権者として貸付元本・経過利息・回収に要した法的費用等を受領、残余資金の中から CCE が貸付元本・経過利息・回収に要した法的費用等を受領するが、満額の回収は不能。この結末が実現したときには投資家への一部分配が可能。

【予想結末③】本件担保物件に入札するものが現れない場合。

ネバダ州の競売では、入札がない場合には物件の所有権が第一担保権者である CCDFI に移転される。そのため CCE は、担保物件を失った MSI3 の残余財産から回収を行うこととなる。この結末が実現したときには投資家への分配がゼロとなる可能性が非常に大。

2019 年 10 月 24 日および 25 日、クラウドクレジット株式会社より投資管理部員 1 名と運用部員 1 名の計 2 名がラスベガスを訪問し、MSI3 の実質支配者と面会した。この際に CCDFI 債権がデフォルトした経緯について聞き取りを行ったものの、満足できる回答を得られず。 MSI3 側は「MSI3 は悪くない」「CCDFI の対応がプロフェッショナルでない」「物件の競売を回避するために様々な選択肢を考えている」「他の金融機関との交渉を行っており、場合によっては CCDFI 債権を友好的な金融機関に買い取ってもらう」などの主張に終始した。

2019 年 12 月 18 日、MSI3 は同月 20 日に予定されていた競売を阻止するため、その差止を求める申し立てを裁判所に提出(裁判所参照番号: A-19-807186-C)。これを受けて、競売の実施が一旦見送られた。また、その後、裁判所は MSI3 および CCDFI からのヒアリングを 2020年 2 月 20 日に行うことを決定。

2020年1月9日、クラウドクレジット株式会社より投資管理部員1名と商品部員1名がラスベガスを訪問し、再度 MSI3 実質支配者との面会を行うも話合いが平行線をたどる。同日、新たに選定したネバダ州弁護士事務所の担当弁護士とも面会し、今後の方針について討議。

<u>2020 年 2 月 4 日</u>、CCDFI が MSI3 による申立て(裁判所参照番号:A-19-807186-C)に対する 異議を申し立て。

2020 年 2 月 20 日、裁判所は MSI3 の申し立て(裁判所参照番号: A-19-807186-C)を却下。

なお、CCE が A-19-807186-C 裁判記録の内容を確認する中で、CCDFI が MSI3 に対して 2019 年 1 月 2 日に債務不履行を事由としたデフォルト通知を送付していたことが判明。MSI3 が その事実を CCE に対して通知していなかったことを踏まえ、CCE は、MSI3 が CCE との貸付契約書において少なくとも表明保証条項に違反したものと判断した。

また、CCE は現実的な選択肢のなかで、本件担保物件の売却を自ら舵取りすることが投資家利益を保護するために最良と判断。ネバダ州顧問弁護士との確認において、MSI3 の貸付契約違反によって CCE が被った損失の補償を求める内容で提訴することで、CCE が本件担保物件の管財人を任命する権限を認められる可能性が高いと認識。

2020 年 3 月、提訴準備のため、2020 年 3 月 19 日時点における本件担保物件の不動産鑑定書をネバダ州の独立系鑑定士から受領。鑑定結果は評価額 900,000 米ドル。

2020年4月6日、CCE 顧問弁護士より MSI3 に対して、提訴前の最終提案として、本件担保物件のすみやかな売却と CCDFI 及び CCE に対する債務全額の即時弁済を要求する書面を送付。しかし本書面に対する MSI3 の反応がなかったことから故意に無視されたものと判断。

CCE は顧問弁護士の助言を踏まえた訴状の起草に着手。MSI3 の貸付契約違反によって CCE が被った損失を補償する目的で、「本件担保物件の差押」「差押財産物に対する管財人の任命」 および「管財人による本件担保物件の売却」の一連の手続きを、ネバダ州知事がロックダウン(※)解除を宣言し次第すみやかに開始するよう求める内容とした。

※当時ネバダ州では新型コロナウイルス感染症の患者が急増しており、ネバダ州知事が事実上のロックダウン("COVID-19 state of emergency")を宣言していた。同宣言は 2020 年 7月 1日に解除。

<u>2020 年 7 月 21 日</u>、必要な準備作業を終えた CCE は 2020 年 4 月 6 日に上記した内容の訴状を裁判所に提出(裁判所参照番号:A-20-818285-C)。

2020 年 11 月 13 日、裁判所は CCE の主張を認め、CCE が求めた専門家を管財人として任命し、管財人による物件売却手続きを進めることを承認。なお、MSI3 はかかる裁判を不服としてネバダ州最高裁判所 (Nevada Supreme Court) へ上訴したが、ネバダ州最高裁判所は MSI3 の申し立てを却下。

2021 年 1 月 28 日、MSI3 がネバダ州最高裁判所に申し立て、CCE が開催に同意した Mediation (裁判官による仲裁)がオンラインで実施された。裁判官が双方の主張を聞き取ったが双方

の主張の乖離が大きく、仲裁は不調に終了した。

2021 年 2 月 17 日、MSI3 が管財人に非協力的であり、管財人による本件担保物件の売却を妨害しているとして、管財人が MSI3 に本件担保物件の即時引渡しを求める申し立てを裁判所に提出。これに対し MSI3 は、MSI3 が従前任命していた弁護士事務所の弁護士 1 名が新型コロナウイルス感染症で逝去したため、と釈明。裁判所は MSI3 および管財人の主張を聞き取るヒアリングを 2021 年 3 月 4 日に設定。

2021 年 2 月 22 日、MSI3 は米国破産法第 11 条による手続きの開始を申請。なお、破産法第 11 条の定める手続きは、破産する企業の現経営陣が提示する経営再建案に関係者が同意することを前提とするもの。にもかかわらず、MSI3 は関係者である CCE の満足する経営再建案を提示しなかった。そのため CCE は破産裁判所に対して、MSI3 の破産に反対する意思を表示。

2021 年 3 月、CCE が本件担保物件の不動産鑑定書を受領してから 1 年が経過したため再鑑定を検討。MSI3 が裁判等で主張する本件担保物件の価値が明らかに 900,000 米ドルよりも高かったことから、CCE は 2020 年とは別の不動産鑑定士に鑑定を依頼。その結果、2021 年 3 月 9 日時点における本件担保物件の評価額を 1,300,000 米ドルとする鑑定書を受領。

2021年6月25日、MSI3からの求めに応じて、CCEは顧問弁護士を通して先方顧問弁護士に和解案を提示。MSI3は和解金自体には理解を示したものの、和解契約締結とともに、MSI3が CCEに和解金を支払う前に CCEによる対 MSI3の訴状を取り下げるよう求めてきたため、和解案は合意に至らなかった。

2021年7月15日、破産裁判所が MSI3 の申請を却下。

2021 年 7 月 29 日、管財人が MSI3 に本件担保物件の即時引き渡しを求める 2 度目の申し立てを裁判所に提出。2021 年 8 月 5 日、裁判所が口頭で管財人の主張を認めるとともに MSI3 に対して 2021 年 8 月 17 日付で本件担保物件の引き渡し命令を発出することを決定。

2021 年 8 月 16 日、MSI3 は米国破産法第 11 条に基づく手続きの開始を再度申請(裁判所参照番号:21-14042-nmc)。これにより、裁判所の MSI3 に対する 2021 年 8 月 17 日付の本件担保物件引き渡し命令が延期となる。

2021 年 10 月 21 日、CCDFI が MSI3 に対する不動産担保貸付に関する一切の権利(=未返済元本及び未収利息に加えて過去に回収にかけた費用の請求権を含む)を FIF に売却すること

に合意。

<u>2021 年 10 月 25 日</u>、破産裁判所が、MSI3 の米国破産法第 11 条に基づく 2 度目の手続き開始の申請(裁判所参照番号:21-14042-nmc)を却下。これに対して MSI3 は、破産裁判所の決定を不服として 2021 年 10 月 29 日に上訴。

2021 年 11 月 5 日、MSI3 は CCE に対して仲裁裁判に応じるよう要請。MSI3 が仲裁を求める内容は「貸付契約の締結と履行(the origination and enforcement of the loan agreement)」「契約違反(breach of contract)」「非良心的商行為(unconscionability)」「誠実かつ公正な取引条項に対する違反(breach of the covenant of good faith and fair dealing)」「CCE によるネバダ州の免許登録要件や不動産担保貸付規制の不遵守(Crowdcredit's failure to adhere to and comply with Nevada's licensing and loan regulations)」「貸付契約と不動産信託証書の解除(rescission of the note and deed of trust)」「不法な権利誹毀(tortious slander of title)」「不当な差し押さえ(wrongful foreclosure)」の各項目。CCE はそのすべてについて異議の申し立て。

<u>2021 年 11 月 17 日</u>、CCE は MSI3 が和解金 USD400,000 と管財人費用を支払うことに同意すれば和解契約を締結の意思があることを MSI3 に通知。 MSI3 からはその条件では合意できないとの意思表示があったものの、双方が和解契約締結に向けて努力を続けることに合意。

2021 年 11 月 24 日、FIF が、CCE と MSI3 との間で係争中の裁判(2020 年 7 月 21 日に訴状提出したもの。裁判所参照番号:A-20-818285-C)の裁判官に対して、新たな第一担保権者として MSI3 の立場を支持する書面を提出。

2021 年 12 月 10 日、MSI3 と CCE の双方が和解金 USD350,000 を MSI3 が CCE に支払い、CCE がこの中から管財人から請求された費用を USD75,000 を上限に支払うことを骨子とした和解契約書に署名。当該和解契約書は裁判所の承認を得て効力を持つため、裁判所の承認を申請。

2021年12月16日、裁判所が和解契約書を承認。